

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

令和4年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

①特別児童扶養手当(1級)	52,500円→52,400円
②特別児童扶養手当(2級)	34,970円→34,900円
③特別障がい者手当	27,350円→27,300円
④障がい児福祉手当	14,880円→14,850円
⑤経過的福祉手当	14,880円→14,850円

※①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

※③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口
☎4302-9857

介護保険担当からのお知らせ 65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

〈介護保険料決定通知書を送付します〉

介護保険の第1号被保険者の方(市内在住65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

〈介護保険料の減免について〉

災害や失業などの減免のほか、世帯全員が市町村民税非課税で収入・資産等一定の条件に該当される場合、減免を行っています。

※減免を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※昨年度減免承認の方には、更新のご案内を4月下旬に順次お送りしますので、5月末までに申請してください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)③番窓口
☎4302-9859

児童扶養手当の支給月額が改定されます

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当月額が改定されます。

●令和4年4月分から、

	全部支給	一部支給
児童1人目	43,160円 → 43,070円	43,150円～10,180円 → 43,060円～10,160円
児童2人目	10,190円 → 10,170円	10,180円～ 5,100円 → 10,160円～ 5,090円
児童3人目以降	6,110円 → 6,100円	6,100円～ 3,060円 → 6,090円～ 3,050円

に改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当月額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎4302-9857

カラスのごみ被害の対策について

ごみの出し方を工夫することで、被害を防止しましょう!

- カラスの餌となる生ごみや残飯を減らしましょう。
- カラスから生ごみなどを見えないように新聞紙や紙袋などで包んでごみを出しましょう。(カラスは目で食べ物を探すとされています。)
- ネットなどを使用し、カラスからごみを遮断しましょう。(ごみ袋がネットからはみ出したり、ネットの下からカラスが入らないようにしましょう。)
- カラスに狙われる時間を少なくするため、ごみは収集日当日に出しましょう。

カラスの被害を減らすためには、地域ぐるみで協力し合い、取り組みを広げていくことが大切です。皆様のご協力をお願いします。

問合せ 東南環境事業センター

☎6700-1750 ☎6706-2007



固定資産税・都市計画税(第1期分) 納期限は5月2日(月)です

市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ あべの市税事務所固定資産税

(土地) ☎4396-2957

(家屋) ☎4396-2958

繁殖期のカラスにご注意

4月から7月はカラスの子育てシーズンです。この時期、巣や巣立ったばかりのヒナに近づく人に対して、親カラスが卵やヒナを守るために威嚇することがあります。このような場合、あわてずにその場から離れましょう。威嚇行動はこの時期だけです。

威嚇されないために、なるべく迂回することで、巣やヒナに近づかないようにしましょう。迂回できない場合は静かに通り過ぎましょう。帽子をかぶったり、傘をさすなどして頭(特に後頭部)を守りましょう。

カラスの捕獲や卵・ヒナを捕ることは法律で禁止されています。どうしても被害の軽減が図れない場合は捕獲許可について動物愛護相談室(☎6978-7710)にご相談ください。

問合せ 保健福祉課(地域保健)③番窓口
☎4302-9973



令和4年度 狂犬病予防集合注射のお知らせ

「飼い犬を登録すること(生涯1回)」「狂犬病予防注射を受けさせること(毎年1回)」「鑑札・注射済票を飼い犬につけること」は狂犬病予防法により定められています。

※案内通知書をお持ちの方は必要事項を記入のうえご持参ください。

実施日	時間	実施場所
4月11日(月)	13:30 ～ 16:00	平野区役所 (地下駐車場出入口横)
4月14日(木)		平野区民センター (北西側駐車場)
4月16日(土)		平野区北部サービスセンター (南側駐車場)

〈料金〉

○新規 6,300円(登録手数料3,000円 注射料金2,750円 注射済票交付手数料550円)

○継続 3,300円(登録済みの犬 注射料金2,750円 注射済票交付手数料550円)

※消費税変更に伴い、令和2年度から注射料金が2,700円から2,750円に変更されています。

集合注射は新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、中止させていただく場合があります。

●釣り銭のいらぬよう、ご協力願います。手数料と注射料金は別々に徴収させていただきます。

●登録がまだお済でない場合も当日登録し、予防注射を受けることができます。

●会場へは首輪が外れないように適切に着け、犬を制御できる人が連れて来てください。

●予防注射は集合注射のほか動物病院でも受けることは可能です。ただし、料金等は各動物病院にご確認ください。

問合せ 保健福祉課(地域保健)③番窓口
☎4302-9973

4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

毎年、犬や猫による苦情が多く寄せられています。犬や猫が人間社会の中で共存できるように、次のことを守って周りの方に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。



犬を飼うにあたって

- トイレトレーニングをしましょう
ふん・尿は自宅で済ませることができるよう日頃からトレーニングを行いましょう。散歩中にふん・尿をしてしまった場合は、放置することなく飼い主が責任をもって後始末をしましょう。
- 鳴き声を防止しましょう
ご自身が思っている以上に鳴き声は大きく響いています。しっかりとしつけ、周囲に迷惑をかけるないようにしましょう。
- 放し飼いはやめましょう
犬の放し飼いは条例により禁止されています。

屋外では常につないでください。ロングリードも犬を制御しきれない場合がありますので注意してください。

- 犬の登録(生涯1回)、狂犬病予防注射(毎年1回)必ず受け、鑑札・注射済票を犬につけましょう。飼い犬について、登録や注射済票の交付記録がない場合は、電話又は自宅訪問により確認させていただくことがあります。

猫を飼うにあたって

- 飼い猫は、室内で飼いましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。
- 野良猫の世話をされている方は、周りの方に迷惑をかけないように責任を持って管理しましょう。最近、引き取り相談が多く寄せられています。飼い主にはペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。どうしても飼えなくなった場合は、新たな飼い主をみつけるよう努めてください。

問合せ 保健福祉課(地域保健)③番窓口 ☎4302-9973

